

## はじめにお読みください

### はじめに

ヤマハ YSL-V810 をお買い上げいただきありがとうございます。お使いになる前に本書をよくお読みになり、正しく設置や設定を行ってください。

付属の「RTX810 はじめにお読みください」に記載されている警告や注意を必ず守り、正しく安全にお使いください。

本書はなくさないように、大切に保管してください。

### 本製品について

本製品は、SCSK 株式会社にて開梱、ファームウェアを YSL-V810 に入れ替えています。

### 本書の内容について

本書は、YSL-V810 の基本的な機能を使用するための情報を提供するためのものです。YSL-V810 をご使用するうえで参照するマニュアルの情報を記載しています。

以下の Web サイトに詳細な情報が掲載されています。必要にあわせてご覧ください。

<http://jp.yamaha.com/products/network/>

<http://www.rtpro.yamaha.co.jp/>

- 本書の記載内容の一部または全部を無断で転載することを禁じます。
- 本書は、発行時点での最新仕様で説明しています。最新版は、ヤマハウェブサイトからダウンロードできます。
- 本製品を使用した結果により発生した情報の消失などの損失については、弊社では責任を負いかねます。保証は本製品の物損の範囲に限ります。あらかじめご了承ください。

### 付属品をご確認ください

- YSL-V810 はじめにお読みください (本書)
- YSL-V810 の保守サービスとサポート窓口のご案内
- RTX810 はじめにお読みください (保証書付き (21 ページ))
- CD-ROM (1 枚)
- LAN ケーブル (1 本)

### マニュアルのご案内

#### • RTV01 取扱説明書

本製品の導入や基本設定、運用管理方法については「RTV01 取扱説明書」をご覧ください。下記の Web サイトよりダウンロードできます。

RT シリーズのマニュアル配布

<http://www.rtpro.yamaha.co.jp/RT/manual.html>

#### • RTX810 はじめにお読みください

本製品をお使いになるうえでの注意事項が記載されています。ご使用前に必ずお読みいただき、注意事項を守ってください。

### 安全上のご注意

付属の「RTX810 はじめにお読みください」をお読みください。

付属の「RTX810 はじめにお読みください」の「警告」、「注意」を必ず守り、正しく安全にお使いください。

### 使用上のご注意

付属の「RTX810 はじめにお読みください」をお読みください。

YSL-V810 では USB データ通信端末には対応しておりません。

USB データ通信端末についてや 3G 携帯電話網を利用したワイヤレス WAN 接続については読み飛ばしてください。

### 重要なお知らせ

付属の「RTX810 はじめにお読みください」をお読みください。

YSL-V810 では USB データ通信端末には対応しておりません。

USB データ通信端末についてや 3G 携帯電話網を利用したワイヤレス WAN 接続については読み飛ばしてください。

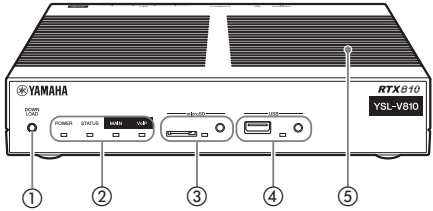
### 本製品の保守サービスについて

#### • サポート窓口のご案内

付属の「YSL-V810 の保守サービスとサポート窓口のご案内」をご覧ください。

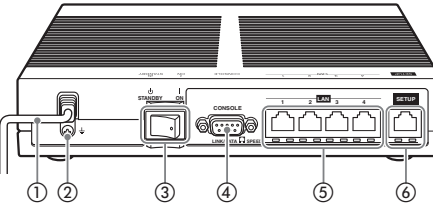
### 各部の名称とはたらき

#### • 前面／上面



付属の「RTX810 はじめにお読みください」をご覧ください。  
② MAIN ランプと VoIP ランプの仕様については、「RTV01 取扱説明書」(16 ページ)をご覧ください。

#### • 背面



付属の「RTX810 はじめにお読みください」をご覧ください。  
⑥ SETUP ポートの仕様については、「RTV01 取扱説明書」(17 ページ)をご覧ください。

### DOWNLOAD ボタンご使用時のソフトウェアライセンス契約について

本製品の設定を変更することにより、DOWNLOAD ボタンを操作して、本製品の内蔵ファームウェアをリビジョンアップすることができます。リビジョンアップを許可するように設定を変更する、および、DOWNLOAD ボタンを押してリビジョンアップを実行する、という操作は、ソフトウェアライセンス契約 (以下「本契約書」) に同意したとみなされます。ご使用になられる前に、必ず本契約書をお読みください。

本契約書の内容に同意していただけない場合には、DOWNLOAD ボタンの操作によるファームウェアのリビジョンアップを許可する設定に変更しないでください。過失を含むいかなる場合であっても、ヤマハは、本ソフトウェアに起因するお客様側の損害について一切の責任を負いません。

DOWNLOAD ボタンの詳しい操作方法は、「RTV01 取扱説明書」の「最新の機能を利用する (リビジョンアップ)」にてご確認ください。

本書はお使いになる方がなくさないように大切に保管してください。

### ソフトウェアライセンス契約

本契約は、お客様とヤマハ株式会社 (以下、ヤマハといひます) との間の契約であって、ヤマハネットワーク製品 (以下「本製品」といひます) 用ファームウェアおよびこれに関わるプログラム、印刷物、電子ファイル (以下「本ソフトウェア」といひます) をヤマハがお客様に提供するにあたっての条件を規定するものです。

「本ソフトウェア」は、「本製品」またはパーソナルコンピューターなどのデバイスで動作させる目的においてのみ使用することができます。

本契約は、ヤマハがお客様に提供した「本ソフトウェア」および本契約第 1 条第 (1) 項の定めに従ってお客様が作成した「本ソフトウェア」の複製物に適用されます。

#### 1. 使用許諾

- (1) お客様は、「本ソフトウェア」をお客様が所有する「本製品」またはパーソナルコンピューターなどのデバイスにインストールして使用することができます。
- (2) お客様は、本契約に明示的に定められる場合を除き、「本ソフトウェア」を、再使用許諾、販売、頒布、賃貸、リース、貸与もしくは譲渡し、特定もしくは不特定多数の者によるアクセスが可能なウェブ・サイトもしくはサーバーなどにアップロードし、または、複製、翻訳、翻案もしくは他のプログラム言語に書き換えてはなりません。お客様はまた、「本ソフトウェア」の全部または一部を修正、改変、逆アセンブル、逆コンパイル、その他リバース・エンジニアリングなどしてはならず、また第三者にこのような行為をさせてはなりません。
- (3) お客様は、「本ソフトウェア」に含まれるヤマハの著作権表示を変更、除去、または削除してはなりません。
- (4) 本契約に明示的に定める場合を除き、ヤマハは、「本ソフトウェア」に関するヤマハの知的財産権のいかなる権利もお客様に付与または許諾するものではありません。

#### 2. 所有権

「本ソフトウェア」は、著作権法その他の法律により保護され、ヤマハにより所有されています。

お客様は、ヤマハが、本契約に基づきまたはその他の手段により「本ソフトウェア」にかかる所有権および知的財産権をお客様に譲渡するものではないことを、ここに同意するものとします。

#### 3. 輸出規制

お客様は、当該国のすべての適用可能な輸出管理法規や規則に従うものとし、また、かかる法規や規則に違反して「本ソフトウェア」の全部または一部を、いかなる国へ直接もしくは間接に輸出もしくは再輸出してはなりません。

#### 4. サポートおよびアップデート

ヤマハ、ヤマハの子会社、それらの販売代理店および販売店、並びに、その他「本ソフトウェア」の取扱者および頒布者は、「本ソフトウェア」のメンテナンスおよびお客様による「本ソフトウェア」の使用を支援することについて、いかなる責任も負うものではありません。

また、本契約に基づき「本ソフトウェア」に対してアップデート、バグの修正あるいはサポートを行う義務もありません。

#### 5. 責任の制限

- (1) 「本ソフトウェア」は、「現状のまま (AS-IS)」の状態で使用許諾されます。ヤマハ、ヤマハの子会社、それらの販売代理店および販売店、並びに、その他「本ソフトウェア」の取扱者および頒布者は、「本ソフトウェア」に関して、商品性および特定の目的への適合性の保証を含め、いかなる保証も、明示たると黙示たるとを問わず一切しないものとします。

- (2) ヤマハ、ヤマハの子会社、それらの販売代理店および販売店、並びに、その他「本ソフトウェア」の取扱者および頒布者は、「本ソフトウェア」の使用または使用不能から生ずるいかなる損害 (逸失利益およびその他の派生的または付随的な損害を含むがこれらに限定されない) について、一切責任を負わないものとします。

たとえ、ヤマハ、ヤマハの子会社、それらの販売代理店および販売店、並びに、その他「本ソフトウェア」の取扱者および頒布者がかかる損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。

- (3) ヤマハ、ヤマハの子会社、それらの販売代理店および販売店、並びに、その他「本ソフトウェア」の取扱者および頒布者は、「本ソフトウェア」の使用に起因または関連してお客様と第三者との間に生じるいかなる紛争についても、一切責任を負わないものとします。

#### 6. 有効期間

- (1) 本契約は、下記 (2) または (3) により終了されるまで有効に存続します。
- (2) お客様は、「本製品」またはパーソナルコンピューターなどのデバイスにインストール済みのすべての「本ソフトウェア」を消去することにより、本契約を終了させることができます。
- (3) お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合、本契約は直ちに終了します。
- (4) お客様は、上記 (3) による本契約の終了後直ちに、「本製品」またはパーソナルコンピューターなどのデバイスにインストール済みのすべての「本ソフトウェア」を消去するものとします。
- (5) 本契約のいかなる条項にかかわらず、本契約第 2 条から第 6 条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

#### 7. 分離可能性

本契約のいかなる条項が無効となった場合でも、本契約のそれ以外の部分は効力を有するものとします。

#### 8. U.S. GOVERNMENT RESTRICTED RIGHTS NOTICE:

The Software is a "commercial item," as that term is defined at 48 C.F.R. 2.101 (Oct 1995), consisting of "commercial computer software" and "commercial computer software documentation," as such terms are used in 48 C.F.R. 12.212 (Sept 1995).

Consistent with 48 C.F.R. 12.212 and 48 C.F.R. 227.7202-1 through 227.72024 (June 1995), all U.S. Government End Users shall acquire the Software with only those rights set forth herein.

#### 9. 一般条項

お客様は、本契約が本契約に規定されるすべての事項についての、お客様とヤマハとの間の完全かつ唯一の合意の声明であり、口頭あるいは書面による、すべての提案、従前の契約またはその他のお客様とヤマハとのあらゆるコミュニケーションに優先するものであることに同意するものとします。

本契約のいかなる修正も、ヤマハが正当に授権した代表者による署名がなければ効力を有しないものとします。

#### 10. 準拠法

本契約は、日本国の法令に準拠し、これにもとづいて解釈されるものとします。